

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（素案）【概要版】

第1部 序章（計画の概要）

1 策定の趣旨

循環型社会の形成や良好な水環境の確保に向け、廃棄物処理法律に基づき、計画的なごみ処理や生活排水の適正な処理を推進するために策定するもの

«廃棄物を取り巻く状況（国等の動向）»

- SDGs達成に向けた取組（持続可能な開発目標）
- 食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針（国：R7.3）
- 第五次循環型社会形成推進基本計画（国：R6.8）
- プラスチック資源循環法（国：R4.4）
- 栃木県生活排水処理構想（県：R5.3）
- 廃棄物処理における脱炭素化の推進
- サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行
- 少子高齢化・人口減少など社会構造の変化
- NCCの進展による居住の集約化

«SDGsとの関連性»

「6 安全な水とトイレを世界中に」や「12 つくる責任つかう責任」をはじめとする様々なSDGsの達成に貢献



2 位置づけ

第6次宇都宮市総合計画改定基本計画

第4次宇都宮市環境基本計画

宇都宮市一般廃棄物処理基本計画



3 計画期間

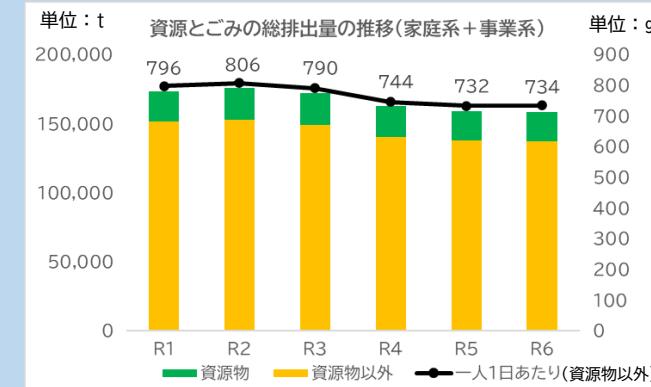
令和8年度～令和22年度までの15年間（国の「ごみ処理及び生活排水処理基本計画策定指針」により概ね5年ごとに策定）

第2部 ごみ処理基本計画

1 資源とごみの排出量の現状

«資源とごみの排出量、最終処分量»

	単位	R1 (基準年度)	R6	基準年度比 (%)
資源物以外	t	151,330	137,091	▲ 9.4
家庭系	t	106,957	97,910	▲ 8.5
事業系	t	44,373	39,181	▲ 11.7
資源物	t	21,796	20,949	▲ 3.9
家庭系	t	20,966	20,318	▲ 3.1
事業系	t	830	631	▲ 24.0
総排出量	t	180,861	163,695	▲ 9.5
最終処分量	t	22,704	17,885	▲ 21.2



2 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) 家庭系ごみ

【基本指標】一人1日当たりごみ排出量（資源物以外）
R6 現状値: 524g/人・日 R7短期目標値: 540g/人・日

- 令和6年度に短期目標をすでに達成しているものの、焼却ごみの中には、依然として資源物やまだ食べができる食品ロスが含まれており、焼却ごみ以外のごみ種にも分別誤りのものが含まれています。
- ⇒ ごみの発生抑制や正しい分別の定着に向けた周知啓発が必要です。
- 近年の一人1日当たりごみ排出量は横ばい傾向であるとともに、「プラスチック資源循環法」の施行など、循環型社会の形成に向けた市町村における更なる取組の推進が求められています。
- ⇒ 「プラスチック製品」の資源化など、新たな施策の検討・展開が必要です。

【参考】令和6年度 家庭系 焼却ごみの組成割合(%)

資源物以外計	生ごみ	食品ロス	製品プラスチック	資源化不可紙	資源化不可布	木類※	うち剪定枝	その他	資源物計	製品プラスチック包装	資源化可紙	資源化可布	びん・缶
80.0	16.9	9.6	1.7	11.4	0.4	30.7	23.9	9.4	20.0	8.5	8.0	3.4	0.1

※木類には、剪定枝のほか、「落ち葉や草」「割り箸」も含まれる。

(2) 事業系ごみ

【基本指標】事業系ごみ排出量（資源物以外）
R6 現状値: 39,181t R7短期目標値: 41,100t

- 令和6年度に短期目標をすでに達成しているものの、焼却ごみの中には、依然として資源物や食品ロスが含まれており、事業系ごみ搬入車両の調査においても不適正ごみが一部含まれています。
- ⇒ 適正処理の推進に向けた指導や周知啓発が必要です。
- 事業活動の活性化などに伴い、近年の事業系ごみ排出量は増加傾向であるとともに、事業者からはごみの減量に係る先進事例等の紹介を求める声が増加しています。
- ⇒ 新たな施策の検討や、先進技術等の好事例の横展開が必要です。

【参考】令和6年度 事業系 焼却ごみの組成割合(%)

資源物以外計	生ごみ	食品ロス	製品プラスチック	資源化不可紙	資源化不可布	木類	うち剪定枝	その他	資源物計	製品プラスチック包装	資源化可紙	資源化可布	びん・缶
79.3	21.0	23.9	1.5	22.3	0.4	1.1	0.0	9.1	20.7	8.9	10.6	1.1	0.1

(3) 最終処分量

【基本指標】最終処分量（埋立量）
R6 現状値: 17,885t R7短期目標値: 17,200t

- クリーンパーク茂原の火災に伴う溶融スラグ化の停止により一時的に増加したものの、現在は焼却ごみが減少傾向にあることや溶融スラグ化を再開したことにより減少しており、目標達成に向けて推移しています。
- ⇒ 更なる削減を図り、計画的な最終処分の実施や最終処分場の適切な維持管理が必要です。

(4) 食品ロス削減推進計画

【指標】市が実施したフードドライブの参加者数
R6 現状値: 855人 R7目標値: 400人

- 令和6年度に目標はすでに達成しているものの、食品ロスは食品の生産から消費に至る各段階で発生し、家庭系・事業系の焼却ごみの中にも混入しています。

⇒ 更なる食品ロスの削減に向け、市民や事業者の意識の向上・行動の定着が必要です。

3 計画の基本的な枠組み

【基本理念】

脱炭素社会を見据えながら、市民・事業者・行政がそれぞれ主体となって、持続可能な循環型社会を形成します。

基本指標

達成を目指す

基本方針

基本方針1
発生抑制・再使用の促進

基本方針2
資源循環利用の推進

基本方針3
適正な処理の推進

«基本指標の設定»

次期計画期間（令和8年度～令和22年度）における資源とごみ排出量の推計値に、国の指標や本市のこれまでの実績を踏まえながら、施策の実施によって見込まれるごみの減量や資源化量の増加を見込み、短期（5年）・中期（10年）・長期（15年）の目標値を設定します。

基本指標1 一人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物以外）

基準年度
令和6年度
524g/人・日

基本指標2 事業系ごみ排出量（資源物以外）

基準年度
令和6年度
39,181t/年

基本指標3 最終処分量（埋立量）

基準年度
令和6年度
17,885t/年

短期目標
令和12年度
485g/人・日

短期目標
令和12年度
35,800t/年

短期目標
令和12年度
16,200t/年

中期目標
令和17年度
474g/人・日

中期目標
令和17年度
34,500t/年

中期目標
令和17年度
15,300t/年

長期目標
令和22年度
466g/人・日

長期目標
令和22年度
33,200t/年

長期目標
令和22年度
14,600t/年

4 循環型社会を形成するための施策展開

3つの基本方針のもと、7つの基本施策と24の施策事業を展開します。また、基本指標の補完や基本施策の進捗を確認するため、取組指標を設定します。

基本方針・基本施策		取組指標	R6 (基準値)	R12 (目標値)	サーキュラー 食ロス	施策事業及び主な新規・重点内容	
基本方針1 発生抑制・再使用の促進	基本施策1-1 意識醸成・行動変容の促進	分別講習会と出前講座の開催回数	57回/年	75回以上/年	★◆	1 脱炭素・3R普及啓発の推進【重点】 ・脱炭素・循環経済の視点を取り入れた出前講座の開催 ・情報が伝わりにくい若年層や外国人住人等への周知強化 2 リサイクル推進員活動支援の推進 3 エコショップ等の普及促進	
	基本施策1-2 発生抑制(リデュース)の促進	市が実施したフードドライブの参加者数【食品ロス削減推進計画指標】	855人/年	1,350人/年	★◆	4 食品ロス発生抑制の推進【重点】 ・エコショップ等と連携したフードシェアリングの普及 5 家庭系生ごみ削減の推進 6 プラスチックごみの発生抑制の推進 7 ごみ有料化等の検討	
	基本施策1-3 再使用(リユース)の促進	再生品(リユース品)の提供数	196点/年	250点/年	★	8 不要品のリユースの利用促進 9 粗大ごみ等のリユースの推進【重点】 ・未修繕粗大ごみ(家具等)の民間事業者売払いの実証実験	
基本方針2 資源循環利用の推進	基本施策2-1 分別徹底の促進	ごみ分別アプリ「さんあ～る」のダウンロード数	延べ 64,189 ダウンロード/年	延べ 100,000 ダウンロード/年	★	10 分別強化の推進【重点】 ・わかりやすい分別呼称等の選定 11 プラスチック製品の分別徹底の推進【新規・重点】 ・プラスチック製品分別収集に係る自治会等説明会の開催	
	基本施策2-2 再資源化(リサイクル)の推進	剪定枝・プラスチック製容器包装等の資源化量	4,234t/年	5,200t/年	★◆	12 資源物の分別徹底等による資源化の推進 13 食品廃棄物の資源化の推進 14 資源物集団回収の推進 15 新たな資源循環利用の検討	
基本方針3 適正な処理の推進	基本施策3-1 適正な収集・処理処分体制の推進	行政収集及び工場への搬入予定日数に対して、安定的かつ適正に行政収集及び受入を行った日数の割合	100%/年	100%/年を維持		16 ごみステーションの維持管理支援の推進 17 適正かつ効果的・効率的な収集運搬体制確保の推進 18 適正な中間処理施設・最終処分場の維持管理の推進 19 火災対策の推進【重点】 ・リサイクルプラザ等における火災対策設備の機能追加 20 クリーンパーク茂原再整備の推進【新規・重点】 ・次期ごみ焼却施設整備等の検討、現地調査の実施 21 災害廃棄物の適正処理の推進	
	基本施策3-2 適正な排出指導・監視の推進	事業所への戸別訪問指導の実施率	100%/年	100%/年を維持	★◆	22 事業系ごみの適正処理の推進【重点】 ・展開調査結果等に基づく指導・監視の強化 23 不法投棄の未然防止、拡大防止の推進 24 きれいなまちづくりの推進	

«各基本方針を横断する取組»

1 サーキュラーエコノミーへの移行を支える取組

- ・国では、生産活動や消費活動などのあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図る「サーキュラーエコノミー」への移行を推進しています。
- ・廃棄物分野においても、サーキュラーエコノミーを支える取組として、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すことは重要であり、本計画では、リサイクルをはじめとした3Rに取り組むなど、市民・事業者の更なる意識の醸成や行動変容の促進を図ります。

【関連する施策事業】

- ・脱炭素・3R普及啓発の推進
- ・プラスチックごみの発生抑制の推進
- ・粗大ごみ等のリユースの推進
- ・資源物の分別徹底等による資源化の推進
- ・新たな資源循環利用の検討 など

2 食品ロス削減の推進

- ・世界では、栄養不足の状態にある人々が多数存在している中、我が国では、日常的に大量の食品ロス(まだ食べられるのに捨ててしまう食品)が発生しており、本市においても、家庭系焼却ごみの中には約9.6%，事業系焼却ごみの中には約25.4%の食品ロスが含まれていることから、國の方針に基づき、更なる削減に取り組んでいく必要があります。
- ・取り組みにあたっては、食品ロスが生産、製造、販売、消費等のあらゆる段階で発生することを踏まえ、市民・事業者・市がそれぞれの役割を認識しながら、一体となって3R(発生抑制・再利用・再生利用)を推進していくことが重要です。
- ・本計画では、前計画に引き続き、「宇都宮市食品ロス削減推進計画」を包含し、更なる食品ロスの削減を推進するとともに、食品ロス削減の取組後に発生した生ごみにおいても減量・資源化を図ります。

【関連する施策事業】

- ・脱炭素・3R普及啓発の推進
- ・エコショップ等の普及促進
- ・食品ロス発生抑制の推進
- ・家庭系生ごみ削減の推進
- ・食品廃棄物の資源化の推進 など

5 収集運搬・中間処理・最終処分の体制

(1) 収集運搬体制

- ・ごみの減量・資源化を推進し、排出された資源とごみについては、市としての一般廃棄物の処理責任を果たすため、事業者とも連携しながら、適切な収集運搬を実施し、安全かつ適正に処理を行います。
- ・また、国等の動向や、社会環境の変化などを踏まえるとともに、収集するごみ量とのバランスを考慮しながら、必要な運搬能力を確保し、本市に適した効果的・効率的な収集運搬体制を推進します。

(2) 中間処理体制

- ・現行体制を継続し、焼却施設はクリーンセンターア下田原・クリーンパーク茂原、資源化施設はクリーンパーク茂原リサイクルプラザ(不燃ごみ、粗大ごみ、びん・缶、ペットボトル)、エコプラセンター下荒針(白色トレイ、プラスチック製容器包装)としますが、クリーンパーク茂原は供用開始から24年が経過しているため、次期ごみ焼却施設の整備(クリーンパーク茂原の再整備)に取り組みます。次期ごみ焼却施設においては、安定的なごみ処理体制の構築に加え、脱炭素の推進に資するよう、地球温暖化対策やごみの処理に伴い発生するエネルギーの有効活用を進めます。
- ・引き続き、上三川町との2市町における広域処理を継続して実施するとともに、本市で処理やリサイクルができない廃棄物については、民間事業者を活用します。

(3) 最終処分体制

- ・エコパーク下横倉において、埋立処分を行います。また、長期的な安定処理に向けて、埋立計画期間の満了を見据えながら、最終処分量の削減を図ります。

第3部 生活排水処理基本計画

1 前計画における目標値の達成状況と課題

(1) 生活排水処理施設の整備推進

【取組指標①】生活排水処理人口普及率
R1 基準値: 98.7%
R6 現状値: 99.4% R7 目標値: 100%

- ・令和6年度実績の99.4%は、令和元年度の基準値から0.7pt上昇しており、堅調に推移しています。
- ⇒ 短期目標の達成に向けて、着実に生活排水処理施設の整備を進めていますが、他事業(土地区画整理事業等)の進捗による影響があるため、達成時期や目標値の検討が必要です。

(2) 生活排水処理施設への接続推進

【取組指標②】生活排水処理率
R1 基準値: 95.7%
R6 現状値: 97.0% R7 目標値: 98.1%

- ・令和6年度実績の97.0%は、令和元年度の基準値から1.3pt上昇しており、堅調に推移しています。
- ⇒ 短期目標の達成に当たっては、住民協力が必要不可欠であるため、戸別訪問指導等の周知啓発を継続的に実施する必要があります。
また、他事業(土地区画整理事業等)の進捗による影響があるため、達成時期や目標値の検討が必要です。

(3) 生活排水処理施設の適正管理

【取組指標③】浄化槽法第11条検査受検率
R1 基準値:72.1%
R6 現状値:85.7% R7 目標値:87.3%

・令和6年度実績の85.7%は、令和元年度の基準値から13.6pt上昇しており、**堅調に推移**しています。

⇒ 短期目標の達成に向けて、検査の受検を促す文書を送付するなど、周知啓発を進めていることで実績値は順調に上昇していますが、今後も目標達成に向けて、**周知啓発を継続的に実施する必要があります**。

(4) 安定した中間処理の推進

【取組指標④】し尿・浄化槽汚泥処理量
R1 基準値:115.8kl/日
R6 現状値:112.5kl/日 R7 目標値:73.2kl/日

(5) 安定した最終処分の推進

【取組指標⑤】し渣焼却灰埋立量
R1 基準値:—
R6 現状値:57.5t/年 R7 目標値:37.4t/年

・し尿・浄化槽汚泥処理量の令和6年度実績 112.5kl/日は、令和元年度の基準値から**減少**しています。
・し渣焼却灰埋立量の令和6年度実績 57.5t/年は、令和3年度から**減少傾向**にあります。

⇒ 処理量及び埋立量は、単独浄化槽・汲み取りトイレからの下水道接続や合併浄化槽の転換により、減少する見通しであり、目標の達成に向けて接続促進等の周知啓発を進めていますが、今後の目標達成に当たっては**住民協力が必要不可欠であるため、周知啓発を継続的に実施する必要があります**。
また、目標値と実績値の乖離が大きいため、**目標設定の見直しや検討が必要です**。

2 計画の基本的な枠組み

【基本理念】

良好な水環境が確保され、快適に暮らせるまちを目指します。

基本指標

達成を目指す

基本方針

基本方針 1
生活排水処理施設整備の推進と
効率的な運営管理

基本方針 2
し尿・浄化槽汚泥等の
適正な処理

«基本指標の設定»

良好な水環境の確保に向け、短期(5年)・中期(10年)・長期(15年)の目標値を設定します。

基本指標
生活排水処理率

基準年度
令和6年度
97.0%

短期目標
令和12年度
98.1%

中期目標
令和17年度
99.0%

長期目標
令和22年度
100%

3 良好な水環境の確保に向けた施策展開

2つの基本方針のもと、5つの基本施策と7つの施策事業を展開します。また、基本指標の補完や基本施策の進捗を確認するため、取組指標を設定します。

基本方針・基本施策		取組指標	R6 (基準値)	R12 (目標値)	施策事業及び主な重点内容
基本方針1 生活排水効率的・運営的・整備の推進と 運営管理の推進	基本施策1-1 生活排水処理施設の整備推進	—	—	—	1 公共下水道の整備推進 2 合併処理浄化槽の整備推進 【重点】 ・浄化槽設置費補助制度の実施
	基本施策1-2 生活排水処理施設への接続促進	生活排水処理率	97.0%	98.1%	3 生活排水処理施設への接続促進 【重点】 ・未接続世帯に対する戸別訪問・指導の実施
	基本施策1-3 生活排水処理施設の適正管理	浄化槽法第11条検査受検率	85.7%	100%	4 生活排水処理施設の統廃合等の推進 【重点】 ・生活排水処理施設の統廃合 5 合併処理浄化槽の適正管理の推進 【重点】 ・法定検査未受検者に対する受検啓発の実施
基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理	基本施策2-1 最適な収集運搬の維持	—	—	—	6 最適な収集運搬の実施
	基本施策2-2 適正な処理の推進	し尿・浄化槽汚泥における中間処理施設での処理率	100%	100%	7 適正な中間処理・最終処分の実施

4 収集運搬・中間処理・最終処分体制

(1) 収集運搬体制

・し尿については全市業務委託を継続するとともに、浄化槽汚泥については許可業者による収集運搬を実施します。

(2) 中間処理体制

・収集運搬したし尿・浄化槽汚泥について、中間処理施設を適切に維持管理し、適正かつ安定した中間処理を実施する。

(3) 最終処分体制

・受入施設で発生したし渣については、クリーンパーク茂原において焼却処理した後、エコパーク下横倉で適正かつ安定した最終処分を実施します。

第4部 計画の推進体制

計画の進捗状況等を点検・評価するとともに、必要に応じ意見や提言を行う。
また、市長から諮問があった場合には、計画の見直し等について審議及び答申を行う。

廃棄物減量等推進審議会

計画を総合的・計画的に推進するため、「一般廃棄物処理基本計画推進委員会」を設置し、施策・事業の総合調整を行うとともに、進捗や目標の達成状況を把握し、点検・評価を行う。

一般廃棄物処理基本計画
推進委員会

«市»
一般廃棄物に関する情報

情報発信

«市民・事業者»
意識の醸成・行動変容

実践・行動

取組への反映・見直し

«成果»
ごみの減量・公共用水域水質向上